



「日本遺産 (Japan Heritage)」

ロゴマークを使ってみませんか？

日本遺産のロゴマークを使って、**新商品・サービス**を作ってみませんか？

日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、ロゴマークを**無償で使用**することができます。

ロゴマークを使って、事業者や団体等のビジネスや地域活性化活動にご利用いただけます。商品や包装紙、パッケージなどに使用することで、ブランド力を向上してみませんか？

《ロゴマークの使用ができるのは？》・・・詳細は、[日本遺産ポータルサイト](#)で**検索**

(1)日本遺産を通じた地域活性化のための取組を行う協議会 ([かかあ天下ぐんまの絹物語協議会](#)) 等

★(2)報道機関 (新聞・テレビ・雑誌等)、教育機関 (学校・博物館等)

★(3)文化財の所有者・管理者、**ストーリーの域内(桐生市・甘楽町・中之条町・片品村)の団体・企業・個人**

※4市町村以外に所在のある群馬県内の団体・企業等については、事務局へお問い合わせください。

★(4)その他、文化庁・協議会等が必要と認める者

★日本遺産のストーリーの普及啓発・広報・理解促進を目的とした場合に限り、**事前に届け出をいただき許可されると、下記のロゴマーク(①～⑤)を無償で使用**することができます。

届け出先は、**上記の★(2)・(4)は「文化庁」、★(3)は「協議会(かかあ天下ぐんまの絹物語協議会)」**です。

事前の届け出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。

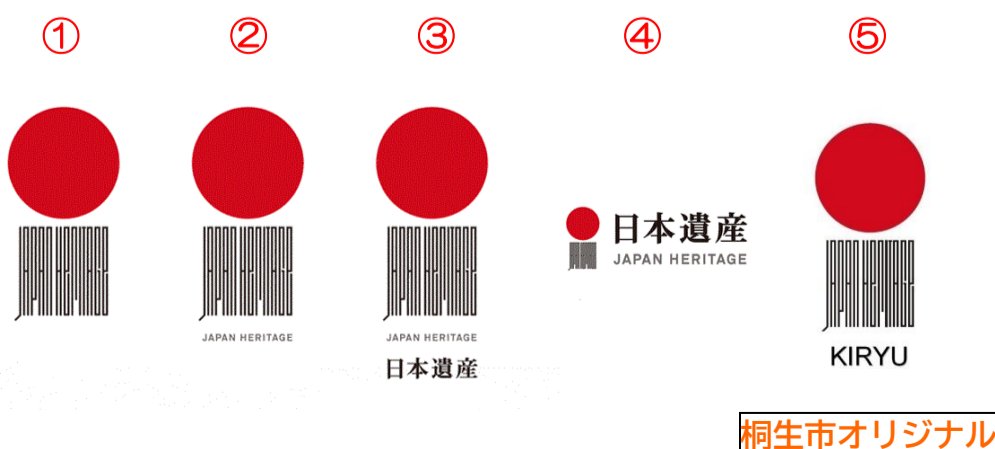
◎申請者の名称、住所、代表者、担当者、連絡先(電話番号・E-mail)

◎ロゴマークの使用目的

◎ロゴマークの使用法(具体的に記載し、使用法が分かる図等があれば添付してください。)

なお、協議会は、要求があったときは速やかに上記の使用状況を、文化庁に報告するものとします。

《日本遺産ロゴマーク 例》



【お問い合わせ先】

★[かかあ天下ぐんまの絹物語協議会事務局](#)
(群馬県地域創生部文化振興課 歴史文化遺産室)

電話 : 027-226-2326(直通)
E-mail : bunshinka@pref.gunma.lg.jp

★[桐生市産業経済部 日本遺産活用室](#)

電話 : 0277-46-1111 内線 346・347
E-mail : nihonisan@city.kiryu.lg.jp